国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成３０年４月２７日
東北地方整備局
鳥海ダム工事事務所

子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価書に対する国土交通大臣意見の提出について

子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価書について、環境影響評価法第２４条の規定に基づき、国土交通大臣から事業者である東北地方整備局長に対して別紙に示した意見の提出がありましたのでお知らせします。

東北地方整備局では、今後、この意見を踏まえて、評価書の補正を行う予定です。

なお、補正した評価書については、公告縦覧を行います。

※環境影響評価法２４条には、『「当該事業の実施に関する事務を所掌する主務の大臣」は事業者から評価書の送付を受けたときは、必要に応じ政令で定める期間内に、事業者に対し評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、環境大臣の意見があるときはこれを勘案しなければならない』旨、規定されています。
なお、「主務の大臣」は国土交通大臣であり、「事業者」は東北地方整備局長です。

〈発表記者会〉
宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、
東北専門記者会、秋田魁新報社本荘支局、
読売新聞東京本社由利本荘通信部

問い合わせ先：
国土交通省　東北地方整備局　河川部　河川計画課
建設専門官　小山内　慶　（内線：３６１９）
代　表　０２２－２２５－２１７１
国土交通省　東北地方整備局　鳥海ダム工事事務所
工務課長　沼倉　公彦
代　表　０１８４－２３－５１２０

（別　紙）

子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価書に対する国土交通大臣意見

以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載すること。

１．総論

（１）調査・予測・評価の再実施

本事業については、工事着手時期が未定であり、長期間に渡る工事が予定されていることから、本事業の実施までに対象事業実施区域及びその周辺の自然環境等に変化が生じる可能性がある。このため、工事着手前又は工事中に、現段階で予測し得なかった環境変化が生じた場合には、その変化の状況に応じ、最新の知見等に基づき、調査・予測・評価を改めて実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置を講ずること。

（２）事後調査の結果の公表等について

①　今後、事後調査等の結果を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずる場合は、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置が十全なる内容となるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

②　事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について、環境影響評価法に基づく報告書（以下「報告書」という。）として取りまとめ、公表すること。

③　本事業については工事が長期に渡ることから、住民等からの透明性及び客観性の確保等の観点から、報告書の作成とは別に、工事中や供用後において、環境保全措置、事後調査及び環境監視の結果等の公表に努めること。

２．各論

（１）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では複数のクマタカのペアの生息が確認されており、特に本事業に係る工事をクマタカの営巣期に実施する場合には、重大な影響が懸念される。

このため、クマタカの営巣期における工事は基本的に避けるとともに、やむを得ず工事を実施する場合には、工事が与えるクマタカの生息及び繁殖への影響について、適切に事後調査を行いつつ、重大な影響が認められた場合は、工事を一旦中止するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずるなど、可能な限り影響を低減すること。

（２）動植物及び生態系に対する影響

本事業の実施によるダム下流河川の流況の安定化、流出土砂の減少、ダム上流の湛水等により、魚類、底生動物、河川の植生等の動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、工事の実施前、工事中及び供用後において、魚類、底生動物、河川の

植生等の動植物の生息・生育状況等を適切に監視し、動植物及び生態系への重大な影響が確認された場合には、専門家等の意見を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

また、ダム上流の湛水域等の対象事業実施区域には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第３回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「袖川のシロヤナギ林」及び自然度の高い植生が存在している。本事業者における評価書の環境影響評価によれば、本事業の実施により特定植物群落等の一部が改変により消失すると予測されていることから、詳細計画の策定に当たっては、専門家等の意見を踏まえ、特定植物群落等の改変を最小限に抑制すること。

（３）景観に対する影響

貯水予定区域の一部は、鳥海国定公園の核心的な地域として、当初の景観を極力保護することが必要な地域である第一種特別地域と重複しており、二次林等により形成される優れた景観への重大な影響が懸念される。しかしながら、本評価書においては、「法体園地」からの眺望景観への影響については調査・予測・評価されているものの、公園計画上、利用施設計画として位置づけられている猿倉法体の滝線道路から当該第一種特別地域を望む眺望景観について調査・予測・評価が実施されていない。また、景観資源としての当該第一種特別地域への影響について、二次林等の景観の構成要素を十分に勘案した調査・予測・評価を実施しておらず、本事業による国定公園の景観への影響についての評価が十分とはいえない。

このため、今後、当該第一種特別地域の改変については、公園管理者である秋田県を始め、地元地方公共団体等の関係機関と十分に協議・調整を行いつつ、景観への影響に関する追加的な調査・予測・評価及びその結果に基づく環境保全措置を検討・実施し、国定公園の風致景観への影響を回避又は極力低減すること。

（４）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、人と自然との触れ合い活動の場である「法体の滝」及び「法体園地キャンプ場」が存在していることから、本事業の実施による工事中の騒音等による影響が懸念される。このため、これら人と自然との触れ合い活動の場の周辺における工事の実施に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の利用が集中する時期を避ける等により、国定公園の利用に支障が生じないよう配慮すること。

（５）建設発生土の発生抑制及び有効利用

本事業の施工に伴い発生する建設発生土は約 71.5 万㎥と予測されており、その全量を対象事業実施区域内に設置する建設発生土処理場で処理するとされている。このため、工事及び残土処分の詳細計画の策定に当たっては、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、可能な限り堤体材料として適切に有効利用すること。それでもなお、建設発生土処理場を設置する場合にあっては、処理量に見合った適切な規模とし、建設発生土処理場の設置に伴う改変を最小限に抑制すること。

（参考）

子吉川水系鳥海ダム建設事業の概要

◆目　的

・洪水調節

・流水の正常な機能の維持

・水道用水の供給

◆ダムの諸元等

位　　置　：秋田県由利本荘市
ちょうかいまち　ももやけ
鳥海町百宅地先

集水面積　：83.9km^2

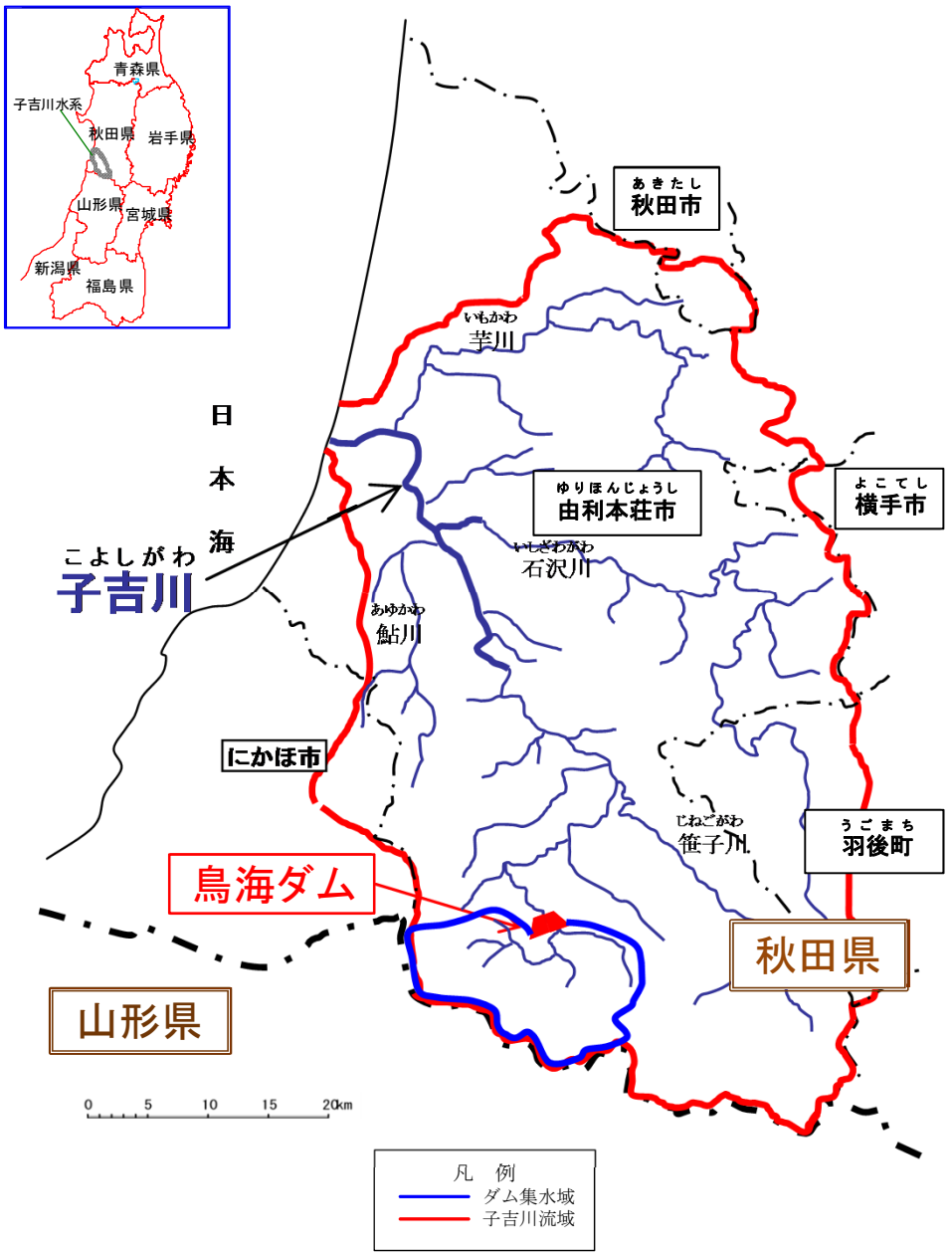
総貯水容量　：47,000,000m^3

貯水面積　：310ha

堤　　高　：　81.0m

堤頂長　：365.0m

流域図



（参考）

クマタカについて

■重要性

・「種の保存法」： 国内希少野生動植物

・「環境省レッドリスト」： 絶滅危惧ⅠB類

・「秋田県版レッドデータブック」

： 絶滅危惧ⅠB類

■分布

・本種は、北海道、本州、四国、九州に分布 し、低山帯や亜高山帯の針葉樹林、広葉樹林に生息する[1)]。

1)原色日本野鳥生態図鑑(水鳥編・陸鳥編)(中村登流・中村雅彦 平成7 年3 月 保育社)



（参考）

袖川のシロヤナギ林について

■重要性

・「植物群落レッドデータブック」
（(財)日本自然保護協会、(財)世界自然保護基金日本委員会）： 要注意

■分布

・北海道と本州の中部地方以北（特に東北地方）に分布し、陽当たりのよい湿地や河岸の上流から中流にかけて生育する[2)]。

2)川の生物図典(奥田重俊・柴田敏隆・島谷幸宏・水野信彦・矢島稔・山岸哲 監修
(財)リバーフロント整備センター 編集 平成8 年 山海堂)



（参考）

法体の滝について

■重要性

・秋田県指定名勝及び天然記念物



甌穴（おうけつ）



■概要

・法体の滝は鳥海山の水を集めて下りながら、山頂に面して落ちる流長100m、落差57.4m、滝幅3m～30mの末広がりの名瀑である。1の滝13m、2の滝2.4m、3の滝42mの落差をもつ3つの滝からなるこの滝は、3000㎡の滝つぼと、1の滝上流部、2の滝河床に見られる大小無数の甌穴（おうけつ）群が、10万年前の溶岩が削られて生じたもので、昭和35年12月、秋田県名勝及び天然記念物第1号に指定された[3)]。

3)美の国あきたネット秋田県公式サイト　(https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/21592　平成30年4月13日閲覧)